

クレーン取扱い業務等特別教育受講報告

工作部門 機械加工技術班 原 明慶

1. はじめに（目的等）

私の配属先であるものづくりプラザにはホイストクレーンが設置されており、業務の遂行には必要不可欠である。業務においては、人の手では持ち運びができないバースや被削材を移動させるために使用することが多い。ものづくりプラザにあるクレーンを操作するには、特別教育を受講することが法令により定められているため、今回の学外研修にて受講した。

2. 期間・場所

期間：令和4年11月7日～11月8日

場所：東広島地域職業訓練センター

3. 参加者等

受講者4名

4. 研修内容

1. 学科 クレーンに関する知識

（クレーンの種類・形式・主要構造部分・作動装置・安全装置・ブレーキ機能・取り扱い方法）

2. 学科 原動機及び電気に関する知識

（電気に関する基礎知識 オームの法則等）

3. 学科 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識

（力の三要素 力学に関する基礎知識 ワイヤロープの掛け方・強度と荷重との関係）

4. 関係法令

（労働安全衛生法・同法施行令・労働安全衛生規則・クレーン則中の関係条項）

5. 実技 クレーンの運転

（重量の確認・荷のつり上げ・定められた経路による運搬・荷の卸し）

6. 実技 クレーン運転のための合図

（クレーン運転時の合図方法）

5. まとめと感想

今回の研修では、実際にクレーンを操作し、合図を出してつり荷を誘導する訓練をした。クレーンはスイッチから手を放しても完全に止まるまでには、慣性力による時間差があるため練習が必要だと感じた。また、つり荷が振り子のように振れることもあり、振れを止める操作もしっかり身に付けなければならないと感じた。